

持田栄一『教育管理』（1961年）の検討

－持田教育管理論の特徴と意義－

岡山大学 北 神 正 行

はじめに

教育のあり方や学校の問題を考える際、その教育や学校が位置づいている社会や時代を抜きにしては考えられない。ましてや、現代の教育が公教育として国家の積極的な関与のもとで展開されていることを考えれば、教育や学校の問題点や課題を検討していくにあたって、それが位置づく公教育の全体構造およびそこにおける教育の組織化作用である教育行政作用（教育管理）のあり方を検討することは、教育行政・学校経営研究にとって重要な研究課題である。特に、学校が位置づく社会体制や公教育の全体構造を明らかにしていく作業は、その前提的問題として極めて重要な研究課題であると考えられる。

本稿は、そうした観点から持田栄一氏の著作『教育管理』（国土社、1961年）を分析対象に、その理論的特徴を整理するとともに、本書の学校経営研究における位置と意義について検討しようとするものである。『教育管理』は、後述するように教育管理のありうべき形態というものを、教育管理が位置づく教育体制、社会体制そのものの構造分析という観点から分析しているものであり、学校経営研究の前提的問題である公教育そのものの構造分析論として位置づけられるものである。以下では、こうした理解のもと、本書の理論的構造と内容について検討していくことにする。

1. 本書の全体構成と理論的特徴

(1) 全体構成と教育管理分析の課題

まず、本書の基本的立場について、その全体構成の概要を見ながら整理しておくことにしよう。本書はその課題と方法を示した「序論」以下、次のような構成のもとで展開されている。

序論 現代教育および教育統制の課題としての教育管理

第一部 教育管理概念の諸型

- 一 教育管理概念
- 二 その歴史的展開と教育管理概念の諸型

- 第二部 戦前の日本における教育管理の概念と機構
 - 一 戦前の日本における教育管理の特徴
 - 二 その成立
 - 三 官僚による「上から」の集権的支配の仕組
 - 四 その日本的特徴
 - 五 大正期以後における機能の変化とその再編成
 - 六 戦前の日本における教育運動
- 第三部 戦後の日本における教育管理の概念と機構
 - 一 戦後日本の教育改革と教育管理概念
 - 二 その問題点と主だった局面
 - 三 旧勢力の教育改革への抵抗と教育改革の妥協
- 第四部 教育管理のダイナミクスー講和後日本における教育管理の再編成の動向ー
 - 一 講和後日本における教育政策の文脈
 - 二 教育の国家基準の問題
 - 三 教委制度の改革
 - 四 「学校管理者」としての校長
 - 五 教育管理機構の再編と講和後における民間教育運動の動向
- 第五部 教育管理の国民的発想
 - 一 基本的視点
 - 二 「教育権」の理論
 - 三 教職の専門性の再吟味
 - 四 国民生活の教育的再編成

まず、「序論」では教育管理分析の課題と方法について、「教育管理の現代的課題をとらえるもともとの根柢は、掘り下げていうならば、現代社会の公教育が労働者階級を中心とした国民が生存権的権利として要求する教育をうける権利の自覚をもって創設されたものであり、このような意味において、それは国民の教育についての共同利益を組織したものであるという一面をもちながらも、基本的には総資本的立場からする労働力の育成と国民教化を課題とするという矛盾的構造をとっている」(P.12)という現代公教育の構造認識を基礎に、それが何故そうした構造をとるのか、そうした構造を国民の立場に立って再編成していく課題と具体的な視点はどこにあるのかを解明することを基本的な課題としていることが述べられている。そして、こうした課題を解明していくための方法論として、現代公教育が土台としている近代公教育の構造そのものの分析とそこにおける教育管理の実態分析という方法を提示しているのである。

その結果、「現代」公教育における教育管理のあり方は、「官僚の恣意により教育の運営がすす

められ、教育の統制が権力の直接的発動によってすすめられる絶対主義的教育統制の体制を排除し、教育の統制が教育に内包されている法則にもとづいて専門的に運営される体制を確立することをその基本的前提としなければならない」とし、その形態については「教育の統制が権力の直接的発動によってすすめられるのではなく、客観化された技術の操作を通してすすめられるような体制をつくりあげてその基本的前提としなければならない」(P.9)と指摘している。そして、それらを国民のものとして再編成していくことが現代の課題であるとし、第五部の「教育管理の国民的発想」において、教育権論と学校づくり論に基づく公教育組織論が展開されているのである。

こうした課題意識と方法論の提示は、上記のような現代公教育のもつ構造的矛盾は、現代教育が土台としている近代公教育の構造そのもののもつ矛盾であり、それゆえ現代公教育における教育管理の課題を追求するためには、近代公教育の構造分析およびそこにおける教育管理の現実を分析することにより「現代」の課題が浮かび上がるという基本的立場に基づいているのである。

以上のような基本的立場のもと、第一部「教育管理概念の諸型」では、教育管理の実態分析を近代公教育の歴史的展開過程の分析をもとに4つの類型化を試み、①教育管理を教育経営の基本と考える立場—プロイセン=ドイツ型、②教育管理と教育経営を教育の外的事項・内的事項との関連において捉える立場—フランス型、③教育経営の手段としての教育管理という立場—アメリカ型、④手段としての「管理」によって教育経営を統制する立場(第3型の発展形態)を抽出し、日本におけるこれまでの教育行政論や学校管理・学校経営論等を検討している。

次の第二部から第四部までは、そうした教育管理の4類型に基づき、戦前、戦後の日本における教育管理の実態分析を展開し、現状の日本における教育管理形態の構造的特質を描き出している。すなわち、「戦後の日本における教育管理の概念は上記第3型のそれを基本としながらも、そこに第1, 第2, 第4型のそれが組み込まれた複雑な形態をとっている」(P.336)とするものである。

そして、第五部「教育管理の国民的発想」では、以上のような分析結果を前提としながら、それを今後における国民教育の展開の道筋を展望しながら批判的に吟味し、国民のための教育管理のあるべき構想を明らかにすることを目的に、教育権論、学校づくり論を基礎に公教育組織論を展開している。

(2)時代の背景と本書の理論的特徴

こうした公教育の構造そのものの分析から教育管理のあり方を検討しようとする課題設定の背景には、当時の日本における次のような教育管理の実態があったものと考えられる。すなわち、講和条約締結(1951年)により日本が独立を確保するなかで、教育二法の制定(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法・教育公務員特例法一部改正, 1954年)、民主党「うれうべき教科書の問題」(1955年)、教育委員会制度の再編(地方教育行政の組織およ

び運営に関する法律、1956年)、勤務評定の実施・勤評闘争の始まり(1957年)、学習指導要領の告示化(1958年)等により、教育内容や教員の人事管理に関する国家関与、国家管理的支配が強まるという動向である。

国家による公教育の拡大、強化という動向は、1955(昭和30)年から始まる高度経済成長を一つの社会的背景に、高度産業社会を支える知識、技術をタテ前上、国家がその責任のもとで「ひとしく」提供し、国民がこれを「ひとしく」享受するという構造のもと、公教育が量的に拡大する。と同時に、国や地方公共団体はその教育意思を学校まで合理的に貫徹させるため先のような多種多量な教育法制を通して強化するという制度的仕組みを整えたのである。

こうした「上から」の公教育組織化の過程の中で、公教育における「公」が福祉国家を中心とした「公共性」にあるとの認識およびそれを実現するための行政の「権力性」から教育は免れないのか、といった公教育の構造そのものの分析の必要性が研究的に対象化されたのではないかと同時に、そうした公教育実践はいかにあるべきかを、その構造的把握のもとでの実態分析により明らかにしていくことが、学校論、学校経営論の観点から行われなければならないという課題が生じてきたのではないかと。そこでは、教育と教育行政の単純な区別論に基づく教育管理、学校運営論の展開ではなく、教育と教育行政の教育価値をめぐる両者の関係構造の分析に基づくその在り方というものが問われなければならないという根本的問題が存在していたと考えられる。

こうした当時の政策・行政の動向やそこにおける問題状況に対し、本書はまさに「国民のための教育管理」「国民のための教育行政」はどうあるべきかという観点から、①公教育の構造分析論として、国家および社会の歴史的発展過程とそこにおける教育行政作用の機能分析、公教育の展開過程とそこにおける教育行政の機能分析といった方法により、その実態を明らかにしようとしている。また、②公教育経営論として、学校の本質論や教職論という教育実践論の観点からその実態分析と変革の方向を提示しようとしているものと考えられる。そして、そこに国民の教育を受ける権利保障、国民的立場に立った教育の組織化のありうべき方向を見出そうとしていると捉えられる。まさに、子どもの生活を基礎としながら学校とは何かを問い返す中で、教育行政の本質、ひいては公教育の本質を明らかにし、その変革を志向しようとする内在的批判の論理を展開しているのが本書であると位置づけられるのではないかと。そこに、本書の基本的立場があると考えられる。

こうした基本的立場について、学校の管理＝経営論という観点から捉えるならば、それは「教育の本質」「教育そのものに内包されている法則」から学校の在り方・仕組みを問題とする一方、それを取り巻く、またその中に働いているメカニズムを解明し、そこで行われている教育の内実を問題に、教育管理＝経営の在り方を解明しようとするものであるといえる。つまり、学校経営論の前提としての公教育そのものの構造分析とそこで展開される公教育実践の分析という両面から、学校の管理＝経営の在り方、その変革の方向を見出そうとする理論だといえよう。

以下では、本書の理論的特徴である上記2つの側面(①と②の観点)から、内容的な検討を加

えてみることにしよう。

2. 教育管理概念の類型化論－近代公教育構造論としての公教育分析論

(1) 近代公教育の構造分析

まず、『教育管理』の理論的特徴の第1として挙げられる「教育管理」概念の分析を通した近代公教育論の構造分析についてみてみよう。本書では、教育管理という「組織的教育の教育運営の仕組みと運営に関する公の支配の機能の総体」(P.37)を直接の分析対象としながら、それが公の支配の総体であることから、国家や法理論、政治体制といった公教育の組織化の基礎をなす社会体制、国家体制そのものの分析を行っている。特に、西洋近代における近代教育の成立から近代公教育として教育が組織化されてくる過程の分析を、そこにおける国家体制である絶対主義国家から市民社会国家へのプロセスの中で近代公教育として教育が組織化されてくる過程の分析を通して、「教育管理」の構造を精緻に分析している。こうした方法を採用する所以は、前節でも指摘したように、現代公教育は近代公教育をその基本的構造としているという認識、それゆえ現代教育の課題を解明していくためには、近代公教育の構造そのものの分析が必要であるとの認識に基づいている。

では、現代公教育が基本としている近代公教育の構造的特質およびその問題についてはどのような分析がなされているのであろうか。

まず、近代公教育体制における前提である近代教育の基本的特徴については、「既成の一切のドグマとイドラから解放されて、科学の体系を、子どもの学習意欲を基礎としながら教授すること」(P.3)にあり、またそうした近代教育を前提とする近代公教育の体制は「そのような近代教育を個人の利益にかかわる『私事』的なものとしてとらえていた近代教育成立期の『私教育』の体制とは異なりそれを国民の共同利益として組織的に考える点で特徴的である」(P.4)と位置づけている。特に、「教育を社会の共同利益としてとらえる認識」は、公教育成立の前提である労働者階級の生存権的権利としての「教育を受ける権利」を基礎に、教育を社会の基本機能として共同利益として組織化することの中から生まれてきたものであるとしている。そのため、教育と教育そのものに内包されている法則により専門的に運営されなければならないとして「教育管理」の問題が生じてくると位置づけている。そして、そうした教育の組織化は「教育を教育そのものに内包されている法則に基づいて専門的客観的に運営しようとする志向、つまりことば本来の意味における教育管理は教育を絶対主義の独占から解放し、国民のものとして自由に創造すること」(P.4)を原則とするものであり、それは近代教育が必然に要請するものであると位置づけている。

近代公教育は、そうした近代教育を前提とすることから、そこにおける教育の組織化(教育管理)の課題は、「教育運営の専門性の原則を前提として社会の教育についての共同利益の組織を

本来の課題としている」(P.5)のものであり、教育管理が教育の課題として問われるのは、近代教育の構造そのものの中にあり、それが「公」教育として組織されるようになって一層重要な意味をもつと指摘するのである。それゆえ、近代公教育を土台とする「現代」公教育における教育管理の課題は、そうした近代教育のもつ構造そのものの中にあり、序論にあるような現代公教育の構造的矛盾もその基本構造そのものの中に存在するという分析結果が、教育管理の類型化分析の結果を踏まえて提起されるのである。そこでは、公教育の現実形態については時代や国家体制により異なるものが見られるが、公教育のもつ構造的矛盾は同様にみられるという原因を公教育の基本構造が同じであることによるという結論が出されるのである。そのため、現代の課題は教育管理形態を4つのどれかに変えていくことで達成されるのではなく、現代公教育の矛盾を国民的立場から是正する視点と方法論が必要であるとするのである。

こうした分析視点、分析方法にみられる本書の基本的立場は、歴史的に形成された近代公教育制度の構造の内部に改革の拠点をみだそうとする理論だといえよう。それが、本書の理論的特徴の一つだといえよう。

(2) 現代日本の教育管理構造

では、現代日本の教育管理構造はどのようなものとして把握されるのであろうか。本書では、教育管理形態として先の4類型に基づき、戦前・戦後の日本における教育管理の歴史的展開過程を分析している。

その結果、現代日本の教育管理形態は「プロセイン＝ドイツ帝国型のそれとアメリカ型のその重畳型として理解される。ただし、その基本となっているものは、戦前の天皇制絶対主義体制のもとにおいてはプロセイン＝ドイツ帝国型の教育管理形態であり、それを基軸としながらも天皇制ファシズムの時期においては部分的にアメリカ型のそれがとり入れられたという事情がみられる。が、アメリカの占領によりつくられたそれへの従属を基本としている戦後においては、両者の関係は戦前の逆の形に仕組まれている。ただし、このような関係を基本としながらも、戦後日本帝国主義が相対的自立の道を歩むのにしたがって、体制内においてプロセイン＝ドイツ帝国型の教育管理形態に連なる戦前の体制がつよめられている」(P.11～12)と分析している。つまり、形式としては先の第3、4型としての管理形態をとりながらも、その実質は国家・行政による教育体制を基本ベースとする第1型の管理形態をその内部に取り込んでいるとするのである。

こうした分析結果をもとに、今後における教育管理の基本方向として、「最初の課題は、とりのこされているプロセイン＝ドイツ帝国型の管理体制をのりこえることでなければならない。しかし、ここでとくに注意しておきたいことは、そのことは、日本の教育体制をアメリカ型のそれに再編成することではなく、むしろ、アメリカ型の教育管理のもつ問題点を解消していくという実践と運動と関連して上記課題の解決が提起されてはじめて可能である」(P.12)、つまり「その両者を国民的立場から批判吟味することによって現代公教育の矛盾を国民的立場から是正する

こと」(P.12)にあると指摘しているのである。

では、批判の対象であり、のりこえるべき対象としての両者における管理形態についてはどのような認識を示しているのだろうか。

まず、プロイセン＝ドイツ型については、国民に対して国家権力官僚制が優位を保ち、国民に対して行政当局がつねに優位に立ち、教育行政を律する公法は市民相互の権利義務を律する私法とは異なった特別の性格をもち(例えば、営造物理論、特別権力関係論)、それを根拠に教育に対する教育行政の包括的支配権を合法化するものであり、そこにおける教育管理の発想は「法令準拠」的となる。つまり、プロイセン＝ドイツ型においては教育の専門的技術運営は法の解釈の技術に集約されることになる。それゆえ、教育の専門的運営の原則を国民的立場において確立するためには、「教育法制論の局面において」官僚支配の体制を制限し、打ち砕くことをその基本前提としなければならないと捉えている(P.10)。こうした教育法制論をその運動論の基礎理論とすることは、プロイセン＝ドイツ型教育管理形態が国家－法－行政という構造のもとで、教育の組織化を「上から」行う、つまり国家権力によってなされるという実態を批判し、それを乗り越えるために必要であるとの認識に基づくものであり、本書ではそれを「教育権論」を基礎とする教育法制論として、極めて重要な位置を占めて展開されるわけである。

一方、アメリカ型の教育管理形態については、教育の科学的管理の考え方について、「もともと、アメリカなどで私企業の管理において提案された科学的管理scientific managementにその源流をもち、それを行政ないし教育行政に援用したもので、このようなところから、教育行政を権力的作用としてとらえず、教育経営の能率化を測るための非政治的な技術としてとらえることをその特色としている」(P.34)とし、「教育行政、その作用としての教育管理は教育の展開に相関してファンクショナルに展開するサービス活動としてとらえられ、上記第一の考え方(プロイセン＝ドイツ型－引用者)とはちょうど逆に、教育運営の基本は教育経営であって、教育行政作用としての教育管理はそのための手段であると考えられる」と分析している。

しかし、この教育管理形態は資本主義社会の発展、福祉国家における行政権力の作用拡大に伴い教育管理を単なる機械的な技術過程としてとらえず、それが教育の価値形成に重要なかわりをもっているという認識に立ち、「技術」としての「管理」を操作して計画化することによって、教育と教育経営そのものを統制しようとするものに変化してきていると指摘している(P.37)。それゆえ、国民的立場に立つ教育管理の在り方を検討していくためには、こうしたアメリカ型教育経営論的発想についても十分な検討が必要であるとするのである。つまり、現代における教育管理には、そこに教育の価値形成、特に国家の教育価値形成というものが内在化されており、そこにみられる政治性、階級性そして権力性という側面からの分析が必要であるということである。

以上を概括すれば、本書は教育管理における政治性、階級性、権力性というものを公教育構造の分析から抽出し、その問題点と今後の在り方を「国民的立場」から再構成しようとする理論を提示しようとするものだといえよう。

3. 国民的発想に基づく教育管理論－公教育経営・実践論からの発想

(1) 基本的視点

では、どのような視点から、今後における教育管理＝経営の在り方を検討しようとしているのであろうか。この点についての本書の基本的立場は、「教育をうけることを働く国民の生存権的権利の一つとしてとらえ、それを保障するための科学技術の体系の教授に学校本来の課題を求め、このような意味において、それは、国民の生活と要求を基礎とするものであるという立場に立つ」(P.372) ことで、現実を分析し新たな教育管理の視点と方法を確立していくことが必要であるとしている。そのため、教育を受ける権利は自由権としてのそれを基礎としながらも、社会権として確立していくことが必要であると指摘すると同時に、教育経営、教育組織論に関しても「現代社会における教育組織論は、既存の学校組織を前提としながらも、それが、現代社会において国民の権利として客観的に要請される公教育への要求を保障する点で矛盾する点を明らかにし、その矛盾を解消するための建て直しを、その組織一つ一つについて進めることを課題としなければならない」(P.370) と指摘し、「このような意味において、教職組織論およびその基底にある教育組織論は、国民が権利として要請する公教育への要求をどのように具体化するかということを中心に、従前、教育行政論・教育運動論として分極化されて論じられていたことを統一してとらえることをその基本的課題としなければならない」(P.370) と論じている。

ここでは、公教育構造論および公教育実践論の交わる場として学校を位置づけるとともに、その両者の観点から学校そのものの位置づけとそこでの教育および経営の在り方を検討しようとしているのである。その結果、それまでの経営論的発想に基づく「官」側、「民」側いずれの学校論も「結論的にいって、それは、それらの所説が現代社会における学校の本質とそこにおける教職の在り方を明らかにすることを課題として目ざしながらも、働く国民がその生存権的権利の一つとして要求する教育権（教育をうける権利）を資本主義生産の効率を高めるため近代市民国家が総資本的立場からその権力機構を通して具体化するというその矛盾的構造の全貌を正しくとらえていない」「そのため、つくられた組織の合理化と組織のつくりかえ、という二面そのいずれかに学校組織論、教職組織論を集約し、つくられた組織のなかで現代社会における国民の教育要求に基礎をおいた新しい組織をつくり出していくという現実の学校運営を正しく解析し、このような視角から教職の在り方を吟味するまでには生長していない」(P.369) とその問題点を指摘している。

例えば、「いわゆる『科学』的管理としての教育管理を考える発想は、(中略) 教育と教育経営そのものを『科学』的にとらえ、また、外的事項と教育そのものを統一的にとらえようとしているかにみられる。しかし、その内容を見てみると、この発想もけって国民の教育要求を正しく組織化しているとはいえない」「近代公教育における基本的矛盾を解消するものではなく、その体制の枠のなかにおける『合理化』として、その矛盾をさらに拡大する傾向をもっている」(P.

334)と指摘している。また、その後の人間関係論についても、「社会的価値を志向しヒューマン＝リレーションズの調整を課題とする最近の教育科学的管理はかくして拡大された資本制社会関係の矛盾に照応した労務管理形態であるといわれているが、最近の教育『科学』的管理もその土台を上記の点にもっている。このような意味において、それは、近代公教育の管理においてみられる矛盾を基本的に解消するものではなく、却ってこれを拡大するものといえる」(P.335)と捉えているのである。

(2) 学校づくり論＝公教育経営・実践論

では、国民的立場に立つ教育管理＝経営論の土台となる教育実践を直接担う学校管理＝運営論に関してはどのような論述がなされているのであろうか。

ここでの基本的立場は、国民教育の組織化＝教師集団主体というものであり、「教職の専門性」論を基軸とする教育(学校)現場、教育実践からの教育の組織化という方向性が「民主的学校づくり」「国民的発想に立つ」教育管理＝経営論として位置づけられていると考えられる。そして、それは国家による教育の組織化を批判しそれを乗り越える論として位置づけられている。

ここでは、「学校運営を民主化し効率的に学校を運営していく」「教師集団を主体とした学校運営の体制を考える」ためには「職員会議」が重要であるとの立場から、「職員会議論」が展開されている。具体的には、まず学校運営における職員会議の意味について、「一つには教育のしごとが工場や官庁の仕事のようにルーティン化されたものでなく、子どもときどきの心の機微にふれながら、表情、言語、動作などを通して相手に影響を与える仕事であり、したがって大幅な自由裁量を必要とするものであることによる。二つには、現代社会における教育がいわゆる組織的教育として一人の教師ないしは特定の二、三の教師によって運営されるものではないとするならば、その管理運営も直接教育実践にたずさわる教師集団全体の意志と納得によって運営されてはじめて十全の教育効果をあげることができるという事情による」(P.395)という城丸章夫氏の指摘を引用しながら述べ、国民教育の組織化における教職員集団による学校の意思形成の重要性を指摘している。ただ、現実の職員会議はこうした役割を果たしておらず、「上意下達」のパイプであったり、開店休業していたり、活動していても管理的立場に立つ教職員に限定されているといった問題があると指摘している(P.395)。そのため「学校を教師集団の、そして、子どもや父母集団の教育要求に即して運営していくためには、現実の『職員会議』の運営においてみられる以上のような問題点を克服し、それが教師集団全体を主体に構成されるように努力しなければならない」(P.395)と指摘し、具体的課題として、職員会議の会議運営の技術上の改善と学校運営の機構のつくりかえが必要であると指摘する。しかし、それのみによっては解決できず、「問題を基本的に解決していくためには学校運営を一部の教師のものにするように作用する種々の力、－例えば学閥郷土閥などに代表される前近代的な人間関係や学校をルーティン化して運営しようとする機械的な教育行政観とそれを支持する各種の力を実践的にとりのぞく手だてが吟味

されなければならない」(P.395)とし、学校内における自主的自発的なサークルの育成と学校分会=教員組合がそのための重要な位置を占めるとしてその意義を触れている(P.396~398)。

以上のような論述にみられる「学校自主体制」「教育行政に対する学校運営の自主性の確立」といった表現、さらには「教師集団全員の意志と納得による学校運営」といった「学校づくり」の構想には、学校の自主性を基礎とする経営、学校内部の意思形成による学校運営の重要性を指摘するものであり、国家による教育の組織化に対抗する国民的立場に立った教育管理=経営のあり方を志向するものであるともいえる。それを、教育実践を基礎とする学校の問題として、学校づくり、学校運営の問題として提起しているものと捉えることができよう。それは、言葉を変えれば、教職員集団を主体とする「学校の自主管理」構想というものであるといえよう。

4. 持田教育管理論の意義と学校経営研究の課題

これまでみてきたように、本書は、現代社会における教育管理の構造とその問題点を公教育構造論という視角から明らかにするとともに、公教育の経営=管理のあり方について公教育実践論という観点から今後の教育管理の方向とプログラムを提示しようとするものだと捉えられるのではない。そこでは、学校を教育と教育行政の共通する土台として位置づけ、そこにみられる公教育の組織化の問題を一つには教育政策→教育法→教育行政→学校経営という公教育構造そのもののもつ問題の分析から、また2つには学校(経営)→教育行政→教育法→教育政策という逆のベクトルからの公教育経営の実際を教育実践論という観点から分析する方法論を打ち出していると捉えられる。「公教育論」は、教育経営、学校経営研究にとってその前提的問題であり、そこにこうした構造論的分析のメスを入れた本書の研究的意義は高く評価されなければならないといえよう。特に、ここでの公教育認識は「公」にみられる政治性、階級性、権力性といった教育の価値形成にかかわる問題を直視するものであり、教育における価値や意思形成という観点から教育の組織化の問題を分析する必要性を指摘するものとして捉えられよう。

こうした本書の意義を踏まえれば、今後の教育経営、学校経営研究においても、教育政策→教育法→教育行政→学校経営という教育の組織化過程の中で、教育の価値形成がいかに行われていくのかといった分析視角に基づく公教育の構造分析とその実態分析を進めていくことは大きな課題だといえよう。と同時に、それぞれの段階における教育意思の形成過程の分析をより精緻に進めていくことが必要ではないだろうか。特に、教育問題が深刻化し、また教育の価値が多様化している現代における公教育構造、公教育の組織化という問題は、まさに本書がよって立った「教育の本質」「教育そのものに内包されている法則」から学校の仕組みそのものを問題とする一方、学校を「現代」的状况の中に位置づけ、それを取り巻く、またその中に働いているメカニズムを解明し、そこで行われている教育の内実を問題に、国民的立場に立って学校を組み替え、子どもの「教育を受ける権利」を保障する教育実践、学校経営のあり方を究明することが大きな課題で

はないだろうか。

以上、『教育管理』についてみてきたが、持田氏の教育管理論の全体をみていくためには、その後の著作である『学校づくり』（三一書房、1963年）、『教育管理の基本問題』（東大出版会、1965年）、『学校の理論』（国土社、1972年）等の検討を進めるなかで、より詳細に検討し、その理論的特徴と教育経営、学校経営研究における位置を考察しなければならないものと考えられる。今後の課題としたい。